

第5章 重点プロジェクト

今日の環境問題は、年々、複雑化・多様化しており、また、都市・生活型の公害問題や廃棄物の問題に加え、地球温暖化などの地球環境問題や生物多様性の減退などの環境の悪化をもたらす要因に対する迅速、的確な対応が求められています。

このため、第3章に掲げたこの計画の基本目標の実現に向け、第4章で整理した「施策の展開」の中で、本県の環境の現状と課題を踏まえて、特に対応を急がなければならない取組（緊急性）、本県らしさを発揮する取組（独自性）、総合的に取り組む必要がある取組（総合性）を「重点プロジェクト」に位置付け、計画期間中に率先して施策の推進を図ることとします。

【重点プロジェクト】

- 1 環境人材育成・協働化プロジェクト
- 2 ストップ温暖化プロジェクト
- 3 バイオマスエネルギー利活用プロジェクト
- 4 自然エネルギー利用促進プロジェクト
- 5 瀬戸内海環境保全・再生プロジェクト
- 6 循環型社会ビジネス振興プロジェクト
- 7 廃棄物適正処理推進プロジェクト
- 8 生物多様性保全プロジェクト
- 9 愛媛発・環境技術普及プロジェクト

1 環境人材育成・協働化プロジェクト 〔環境保全に率先して取り組むための人材の育成と協働の推進〕

目的・背景

今日の環境問題に対応するには、あらゆる場で、また、あらゆる年齢層において適切な環境教育・学習を実施して、すべての県民が環境とのかかわりについての正しい認識と理解を深め、日常生活や事業活動において、自らが率先して環境に配慮した行動を継続して実践していくことが重要となります。

また、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体は、それぞれの立場や役割分担に応じ、お互いが連携、協働して、それぞれの特徴を生かした環境の保全のための活動の輪を広げていくことで、より効果的、効率的に環境保全活動を展開していく必要があります。

このため、学校における環境教育・学習はもとより、地域における環境学習の充実を図り、自主的・主体的に環境保全のための行動ができる人材の育成に努めます。また、これらの人材が地域において環境活動リーダーとなって実施する環境保全活動に対する支援や、環境活動リーダー相互の交流、更に教員、企業のCSR担当者及び行政担当者等との連携や協働の推進に努めます。

目標（5年間の成果）

環境教育・学習の充実を図り、環境保全活動等に率先して取り組む人材を育成します。

環境マイスター登録者数100名以上を目指し、地域における環境教育・学習が活発に実施されるようにします。

「三浦保」愛基金による環境保全活動の推進や支援により、地域の環境保全活動の一層の活性化を図ります。

県民が希望に応じ、環境保全活動や自然観察会などに参加できるようにします。

重点的取組

(1) 環境教育・学習の充実

ア 学校における環境教育の充実

年間指導計画の作成などの計画的な環境教育の実施

指定校などでの重点的な取組の支援

知識や理解を行動に結び付ける体験学習の推進

環境活動リーダー等の受入れなどによる実践的な学習の推進

イ 地域における環境学習の充実

環境マイスター派遣制度などによる地域の環境学習等への支援

こどもエコクラブの活動の支援

愛媛県生涯学習センターや公民館などの社会教育施設、えひめエコ・ハウスなどの環境学習拠点における環境学習機会の拡充

(2) 環境教育を推進する人材の育成

環境教育指導者養成研修等への計画的な参加などによる教員の指導力強化や資質の向上

えひめ環境大学等の実施などによる環境活動リーダーの資質の向上及び人材の育成（環境マイスター、地球温暖化防止活動推進員等の増員）

教員と環境活動リーダー等との交流の促進

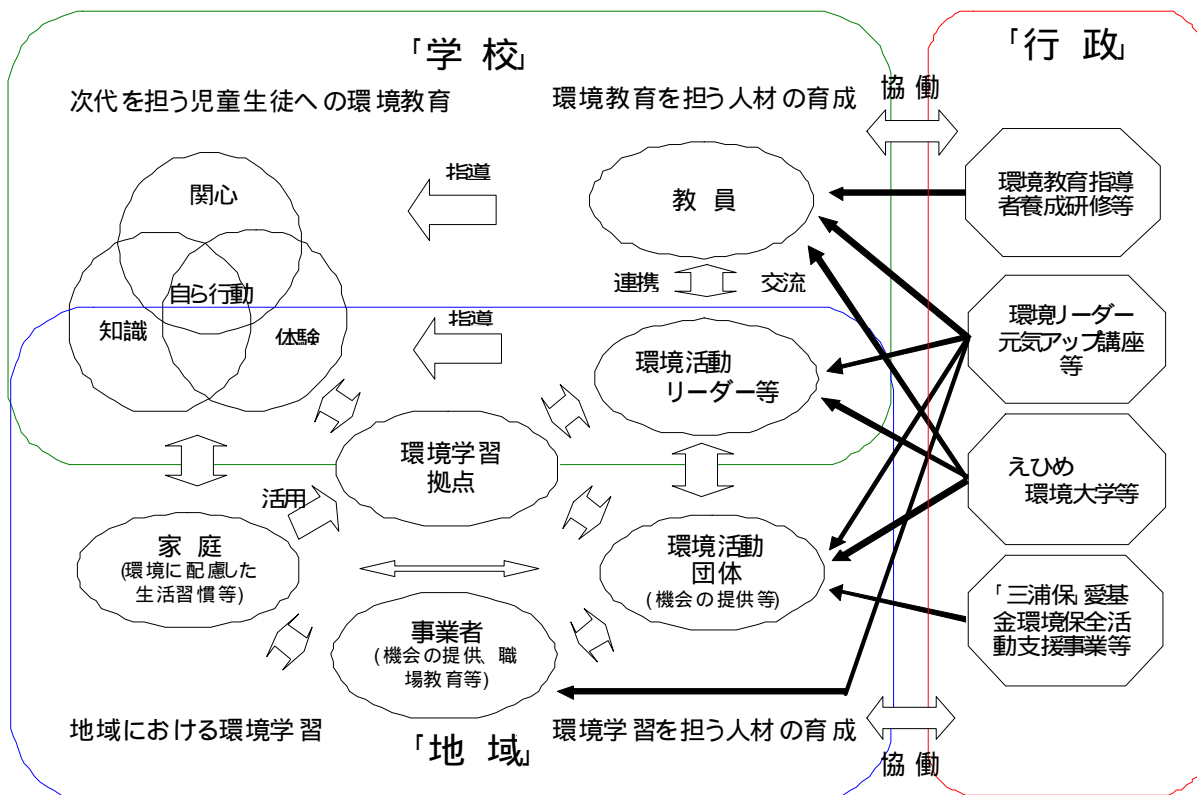
(3) 環境活動団体の環境保全活動の支援

- 「三浦保」愛基金による環境活動団体の活動に対する支援
- 「三浦保」愛基金による環境保護活動顕彰・啓発の推進
- 事業者の環境活動団体に対する支援の取組の促進及び情報の共有化
- 環境保全に関するボランティア活動の推進

(4) パートナーシップ構築の推進

- 四国環境パートナーシップオフィスなどと連携し、環境活動団体、事業者、行政などの多様な主体が交流するパートナーシップの場づくりを推進
- 環境活動団体、教員などの交流を促進するための仕組みづくりや交流会等の開催
- 環境活動団体や事業者の環境保全活動に関する情報の収集及び提供の促進

環境人材育成・協働化プロジェクト推進のイメージ



全国環境学習フェア



【全国環境学習フェア】

文部科学省が、毎年度、地球規模の環境問題や都市・生活型公害などの解決に向けた循環型社会の実現等を目指し、幅広く環境教育・環境学習の普及・充実を図るため、教員、保護者、産業界や大学関係者など様々な人々が環境について共に考える場を設け、全国各地の優れた実践の発表や情報交換などを行うために実施。

愛媛県では、平成 16 年 10 月に「みんなで守ろう 未来のために 地球は大事な宝物」をテーマとして第 7 回の全国環境学習フェアが開催されました。

えひめ環境大学



環境リーダー元気アップ講座



「三浦保」愛基金環境保全活動支援事業



(NPO法人愛媛生態系保全管理)



(NPO法人かわうそ復活プロジェクト)

2 ストップ温暖化プロジェクト

〔地域特性を生かした地球温暖化防止対策の推進〕

背景・目的

地球温暖化は、気温上昇による海水面の上昇、異常気象の増加、水需給や食糧問題、生態系への影響、感染症の拡大など、人類の生存基盤を脅かす最も重要な環境問題の一つとなっており、世界全体でその対策を早急に講じていく必要があります。

このため、本県においても、県民総ぐるみで温暖化防止活動を推進していくため、地球温暖化防止県民運動推進会議を設立するとともに、平成 20 年を地球温暖化防止元年として様々な活動を実施しているところであり、平成 22 年 2 月に策定した新しい「愛媛県地球温暖化防止実行計画」に基づき、本県の地域特性を最大限に発揮して、あらゆる分野で温室効果ガス排出量削減に取り組んでいく必要があります。

目標（5年間の成果）

2012年（平成24年）の温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）比±0%まで削減します。

温室効果ガス削減のため、身近な環境に配慮した活動の普及を図ります。

重点的取組

「愛媛県地球温暖化防止実行計画」に基づき、温室効果ガス削減を図るため、次の基本理念に基づく、削減目標の達成に向けた対策・施策を総合的に実施します。

【基本理念】

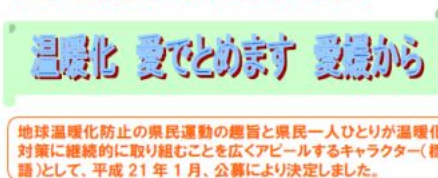
県民の暮らしと低炭素社会が両立する「環境先進県えひめ」の実現

【基本方針】

- (1) エネルギー消費の少ない“ライフスタイル”への転換
 - 環境家計簿の普及
 - 家庭の省エネ診断の推進
 - 省エネ住宅、省エネ家電の普及促進
 - エコカーの普及促進及びエコドライブの推進 など
- (2) 低炭素型の“ビジネススタイル”の実現
 - ア 事業者の省エネ化の支援
 - 省エネ改修に係る補助制度等の創設
 - 排出削減量の県独自の認証制度の創設検討 など

- イ 低炭素ビジネスへの支援
 - 「CO₂排出ゼロビジネス」の育成
 - 「CO₂が見える」モノづくりの推進 など
- (3) “地球にやさしいエネルギー”の導入拡大
 - バイオ燃料の普及拡大
 - オフセット・クレジット(J-V E R)制度の活用によるバイオディーゼル燃料の利用促進 など
- (4) 低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり
 - ア 健全な生態系の保全(生物多様性の保全)
 - 豊かな自然環境の保全
 - 自然環境データの収集体制の構築 など
 - イ CO₂吸収源としての森林整備の推進
 - 森林整備の推進
 - 県民参加の森林づくりの推進 など
 - ウ 循環型社会の構築
 - 3 Rの推進
 - 循環型社会ビジネスの振興 など
 - エ 地域環境の整備
 - 「まちの緑」の保全と緑化の推進
 - 交通体系全体のグリーン化の推進 など
- (5) 環境教育・環境学習の充実とパートナーシップの推進
 - ア 環境教育の充実
 - 初等・中等教育における環境教育の徹底
 - 環境教育指導者の養成 など
 - イ 環境学習の展開
 - 地域活動のリーダーの育成
 - 体験学習機会の提供 など
 - ウ パートナーシップの構築
 - 地球温暖化対策地域協議会の設立の促進
 - 市町、NPO等との連携
 - エ 普及啓発の推進
 - 地域における地球温暖化対策の普及啓発
 - ホームページ等による情報の発信 など

愛媛県地球温暖化防止キャラクター&標語



3 バイオマスエネルギー利活用プロジェクト 〔地域特有の未利用バイオマス資源のエネルギーとしての利活用の推進〕

背景・目的

地球温暖化防止、循環型社会形成、戦略的産業育成、農地の保全や農山漁村の美しい景観形成などによる農山漁村の活性化等、それぞれの観点から、県の「えひめバイオマス利活用マスタープラン」(平成16年6月策定)の主要施策となっている地域の特性を生かしたバイオ燃料導入プロジェクト(バイオマスエネルギープロジェクト)の具体化に取り組みます。

目標(5年間の成果)

バイオディーゼル燃料について、使用済食用油等の収集システムなどの原料の安定供給体制の確立及び品質向上対策を推進します。

みかん搾汁残さからのバイオエタノール製造技術の実用化を図ります。

県内のすべての給油所において、バイオ燃料が販売されるよう、普及を推進します。

重点的取組

(1) バイオディーゼル燃料の普及対策

- 休耕田や耕作放棄地における油糧作物の生産の推進
- 使用済食用油等の収集システムの構築などによる収集の促進
- 搾油かす等の循環利用システムづくりの推進
- バイオディーゼル燃料の品質向上対策の推進
- バイオディーゼル燃料利用の普及・拡大(混合軽油の普及促進)
- バイオマスエネルギー普及のための県民等の理解促進対策の推進

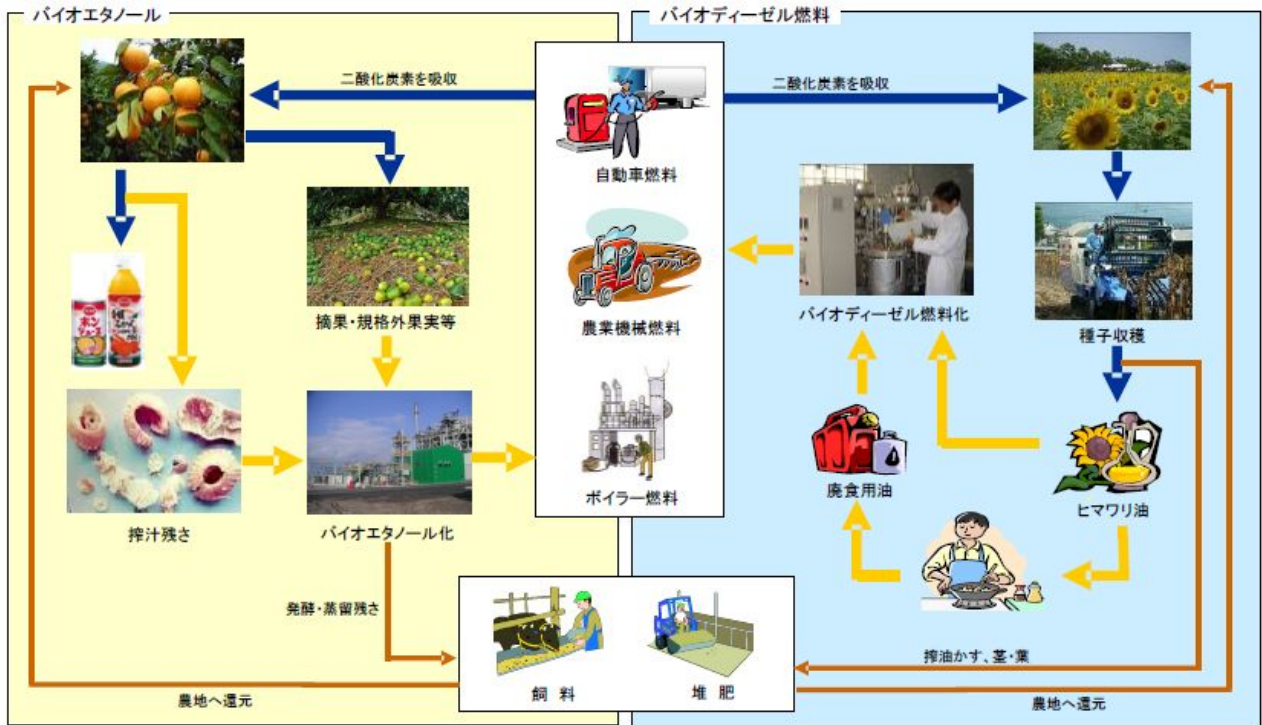
(2) バイオエタノールの普及対策

- 地域特有の未利用バイオマス資源(繊維くず等)の調査・原料確保の推進
- みかん搾汁残さを原料としたバイオエタノール効率的製造技術開発の促進
- 発酵・蒸留残さの循環利用技術の開発の推進
- バイオエタノールの利用方式の統一化の推進
- バイオエタノール利用の普及対策の推進
- バイオマスエネルギー普及のための県民等の理解促進対策の推進【再掲】

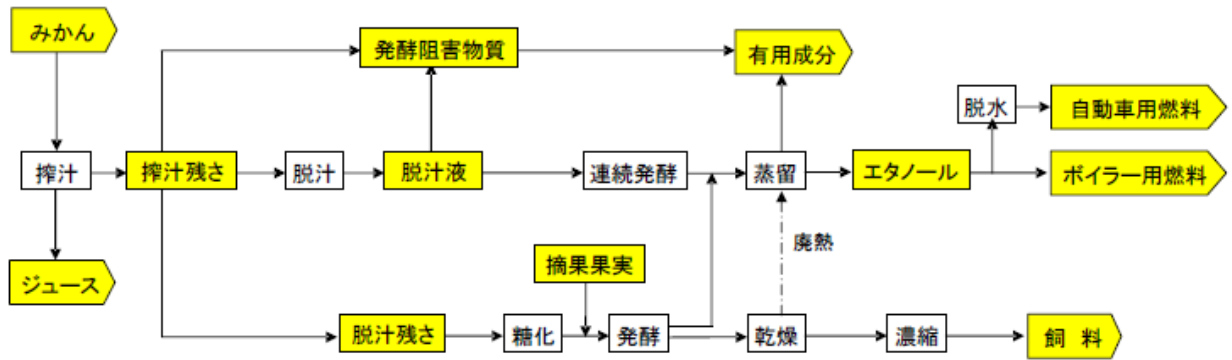
(3) 木質バイオマスなどのエネルギー利用の促進

- 地域特有の未利用バイオマス資源の調査・原料確保の推進【再掲】
- バイオマスペレット製造技術の開発及び普及の促進
- 火力発電所等での木質バイオマス利用の促進
- 家畜排せつ物などからのメタンガス効率利用技術の開発及び普及の促進

バイオマスエネルギープロジェクトの概要図



みかん搾汁残さからのバイオエタノール製造技術の概要



実証施設イメージ図



4 自然エネルギー利用促進プロジェクト

〔地域の自然的特性に応じた自然エネルギーの利用の促進〕

目的・背景

地球温暖防止を図るには、化石燃料を大量に消費し、二酸化炭素を排出するといったこれまでの生活スタイルを変えていく必要があります。

また、豊かで快適な生活に欠くことのできないエネルギー資源については、その大半を占める化石燃料の枯渇が懸念されており、これに代わる資源が求められています。

このため、環境への負荷が小さい太陽光や風力などの再生可能な自然エネルギーについて、気象や地理的条件などの地域特性を生かした自然エネルギーの導入・普及を促進します。

目標（5年間の成果）

住宅用太陽光発電設備の普及率の向上及び事業所等で太陽光発電設備の導入の拡大を促進します。

公共施設への太陽光発電設備、太陽熱利用設備、小規模風力発電施設などの設置を推進します。

重点的取組

(1) 地域特性に応じた自然エネルギーの導入の促進

- 地域特性に応じた自然エネルギーの利用可能性調査等の促進
- 公共施設等への自然エネルギー設備の率先導入
- グリーン電力証書制度の信頼性向上などシステムづくりの推進
- 自然エネルギーの効率的利用技術等の開発の促進
- 自然エネルギー普及に関する啓発の促進

(2) 太陽光発電設備の導入促進

- 国や市町等と連携し、太陽光発電設備の導入に係る助成制度の啓発等を行い、設備導入を促進
- 余剰電力の買取制度の周知

(3) 太陽熱利用設備の導入促進

- 太陽熱発電の効率化技術の開発の促進
- 太陽熱利用システムの導入の促進

(4) 風力発電の導入の促進

- 小規模風力発電設備の情報の提供及び普及の推進
- 国に対して余剰電力の買取制度の対象の拡大を要請
- 大規模風力発電施設の建設時の環境配慮と適正な維持・管理の推進

(5) 中小水力発電設備の導入の促進

- 中小水力発電に関する情報提供及び普及の推進
- 河川、農業用排水路での設備導入の可能性調査・検討の実施
- 国に対して余剰電力の買取制度の対象の拡大を要請【再掲】

(6) 未利用廃熱のエネルギーとしての利用の促進

- 工場や廃棄物処理施設等から生じる未利用廃熱を有効活用するシステムづくりの推進

公共施設等に対する太陽光発電設備の導入事例



(松山総合公園(都市環境学習センター))

【資料】松山市

公共施設等に対する太陽熱利用設備の導入事例



(えひめエコ・ハウス)

5 瀬戸内海環境保全・再生プロジェクト 〔瀬戸内海の美しい自然環境の保全と再生の促進〕

目的・背景

瀬戸内海は、我が国のみならず世界においても比類のない美しい自然景観を有し、また、貴重な漁業資源の宝庫ですが、高度経済成長期における工場排水や開発等によって、水質は汚染され、美しい自然景観も減少しました。

これまでの規制的措置により、水質は一時期の危機的状況からは脱したものの、近年は水質の改善が横ばいの状況であり、また、埋立ての実施等によって、藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境が徐々に減少しています。

このため、水質の汚濁負荷の削減を更に進めるとともに、失われた自然環境の回復に努めるなど、「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」(平成20年5月改定)に基づく各種施策を総合的に推進することにより、瀬戸内海の美しい自然環境の保全と再生に努め、次世代に継承します。

目標(5年間の成果)

瀬戸内海のすべての調査地点において、水質環境基準の達成率100%を目指します。

自然海浜の保全に努めるとともに、人工海浜の整備などにより景観の再生に努めます。

重点的取組

(1) 水質汚濁の防止対策の推進

- 水質等の監視測定及び工場、事業場への指導の徹底(水質環境基準及び水質総量削減計画の達成・維持)
- 下水道等の生活排水処理施設の整備の促進
- 海底及び河床の汚泥の除去等の促進
- 海ごみの適正処理の推進
- 農地や森林の適切な管理による健全な水循環の維持・回復の促進

(2) 自然環境、良好な景観の保全の推進

- 国立公園、県立自然公園などの優れた自然環境の保全
- 海岸部の自然緑地等の保全及び海浜公園等による緑地の修復の促進
- 藻場、干潟及び自然海浜等の保全及び再生
- 史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保全
- 「瀬戸内しまなみ海道」のように、自然美と技術的な機能美が調和した世界に誇る美しい景観の保全と活用
- 埋立てを極力抑制するとともに、埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

の徹底

(3) 住民参加の促進

- 瀬戸内海的环境保全への理解や環境保全活動に参加する意識の高揚を図る環境教育・学習の推進
- 愛ビーチなど、住民との連携による環境美化活動等の促進
- 藻場、干潟及び自然海浜等での自然との触れ合いの促進
- 環境学習や環境保全活動等への参加を促進するため、瀬戸内海に関する情報の収集と提供の充実

(4) 広域的な連携の強化及び技術開発の促進

- 瀬戸内海環境保全知事・市長会議、社団法人瀬戸内海環境保全協会等による瀬戸内海沿岸の関係自治体等の連携の強化、広域的な施策の実施等の促進
- 藻場、干潟等の修復技術の研究・開発の推進
- カブトガニ等絶滅が危惧されている生物の保護及び生息域の保全と再生
- 環境浄化微生物の利用など、水質浄化技術の開発、普及の促進



【資料】愛媛県港湾海岸課



【資料】愛媛県観光物産課

瀬戸内海

このプロジェクトにおける瀬戸内海の範囲は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号）第2条第1項及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年10月29日政令第327号）第1条第1号の規定に基づく瀬戸内海のうち愛媛県の範囲としており、宇和海も含んでいます。

外国の地理学者も賞賛した瀬戸内海

ドイツの地理学者 リヒトホーフェンは、安政6年（1860年）に瀬戸内海に立ち寄り、その美しさを次のように旅行記に託して世界に発表しました。

広い区域に亘る優美な景色で、これ以上のものは世界にどこにもないであろう。
将来この地方は、世界で最も魅力ある場所のひとつとして高い評価を勝ち得、沢山の人を引き寄せるであろう。

<中略>

かくも長い間保たれて来たこの状態が今後も長く続かんことを私は祈る。

（支那旅行記、慶応書房、1943年）

6 循環型社会ビジネス振興プロジェクト 〔えひめの地域循環資源を活用した循環型社会ビジネスの振興〕

目的・背景

循環型社会の形成を図るためには、県内企業等の3Rを促進し、本県の地域特性や産業廃棄物の排出・処理実態に応じた循環型社会ビジネスを振興する必要があります。このため、県内の循環資源を用いた新たな再資源化システム・技術等を導入したリサイクル事業を活性化する取組の推進に向け、次の重点的取組を主体とした事業展開を図っていきます。

目標（5年間の成果）

紙産業の製紙スラッジの発生抑制や有効利用等を促進することにより、製紙スラッジの減量化と再生利用率（リサイクル率）の向上を目指します。
産業廃棄物処理業界におけるリサイクル事業への転換や新たな循環型社会ビジネスを創出していくことにより、「地域循環圏」の構築を目指します。
県内の廃棄物等循環資源を活用したリサイクル製品の販売促進や3R事業の活性化を図ることにより、循環型社会ビジネスを振興します。

重点的取組

(1) 紙産業の地域循環システムの構築

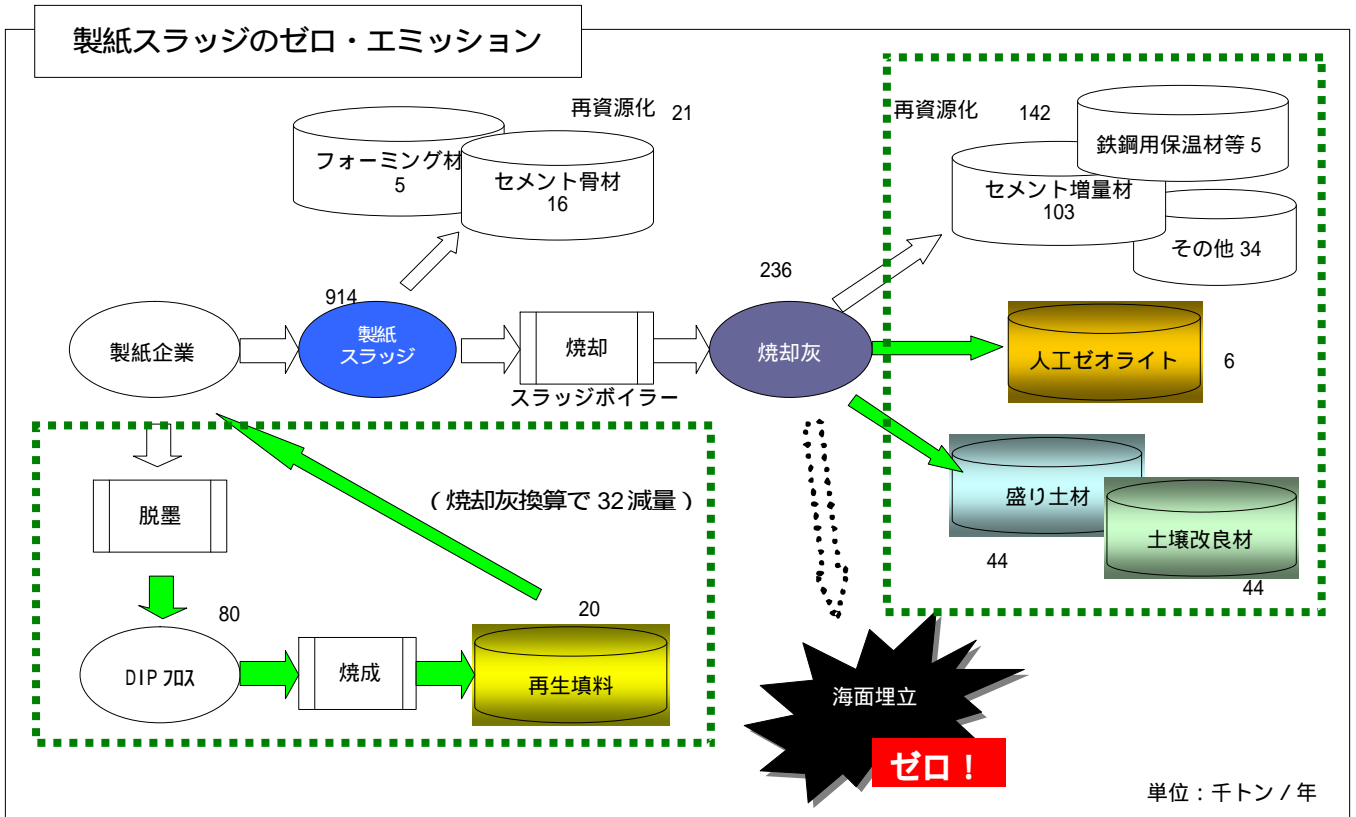
製紙業界が取り組む製紙スラッジ等産業廃棄物の「ゼロ・エミッション」の実現に向けた研究開発事業の支援（愛媛エコタウンプランの具体化）
製紙スラッジの発生抑制や有効利用に資する新たな再資源化技術の開発など
産学官による共同研究の促進

(2) 産業廃棄物業界の再資源化システム等の構築

産業廃棄物処理業界が取り組む地域の循環資源を活用した再資源化システム等の具体化に向けた研究開発事業の促進
温暖化対策を加味した新たな再資源化技術の導入など産学官による共同研究の促進

(3) 県内産業のリサイクル事業等の活性化

「資源循環優良モデル」の認定件数の増加
「資源循環優良モデル」で認定した優良モデルの普及・啓発事業の拡充
愛媛県資源循環優良事業者連絡協議会〔Re-えひめ〕が取り組む3Rの活性化に向けた普及啓発事業等の促進
県内の循環型社会ビジネスの育成・創出を図るための推進方策など産学官による共同研究の促進（愛媛大学と連携した調査研究事業の推進）



資源循環優良モデルの認定

・平成 21 年度の優良リサイクル製品



「アッシュストーン」
(施工例)



「エコ久万ソイル」
(施工例)



「ピタリット」
(使用例)

【資料】愛媛県循環型社会推進課

7 廃棄物適正処理推進プロジェクト 〔廃棄物の適正処理の確保と不適正処理の防止〕

目的・背景

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するためには、廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底する必要があります。

県内において新たに発覚した1件当たり10トン以上の不法投棄量は、年々減少していますが、小規模事案を含めた悪質なケースは跡を絶たない状況にあり、引き続き、不適正処理の防止や不法投棄に対する監視指導體制の拡充・強化を図る必要があります。

また、不適正行為を一掃し、産業廃棄物の適正処理を推進するためには、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる環境を整えていく必要があります。

目標（5年間の成果）

排出事業者及び処理業者に対する講習会の実施やマニフェスト制度の普及等により、廃棄物の適正処理を確保します。

不適正処理防止対策や不法投棄監視指導の強化、不法投棄未然防止システムの導入等により、不法投棄の未然防止、早期発見・早期是正を図ります。

社団法人愛媛県産業廃棄物協会と連携して処理業者の資質向上を図るとともに、優良性評価制度に適合するための経費に対して助成し、排出事業者や地域住民の信頼に応えうる優良な処理業者を育成します。

重点的取組

(1) 適正処理の確保

- 適正処理に関する講習会等の実施
- マニフェスト制度の普及
- 廃棄物処理基準等の遵守の徹底

(2) 不法投棄対策の強化

- 不法投棄防止対策推進協議会等による巡回指導や意識啓発の実施
- 現職警察官及び警察OB配置による監視・指導の強化
- 不法投棄110番の設置や監視カメラの増設

(3) 優良な処理業者の育成

- 社団法人愛媛県産業廃棄物協会と連携した研修会等の実施
- 優良性評価制度への適合経費に対する助成
- 優良性評価制度適合事業者に関する情報提供

8 生物多様性保全プロジェクト 〔生物多様性に配慮した自然環境の保全〕

背景・目的

人類は地球生態系の一員として他の生物と共存し、生物を食糧、医療、科学等に幅広く利用してきましたが、近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行するなど、生物の生息環境の悪化や生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなっており、地球的規模の課題として早急に対策を講じていく必要があります。

このため、本県においても、絶滅の危機に瀕している野生動植物の現状を明らかにした「愛媛県レッドデータブック」を踏まえ、平成17年3月に、県内に生息・生育する野生動植物の保護に関する基本的考え方や実施すべき保護施策を取りまとめた「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を策定し、この指針に掲げる8つの施策を総合的かつ計画的に実施しています。

また、平成20年3月には「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」を制定し、この条例を軸として、県内の野生動植物の多様性の保全に取り組んでいます。

今後は、平成20年6月に施行された「生物多様性基本法」で都道府県の努力義務とされている「生物多様性地域戦略」を策定し、県民総ぐるみで県内の野生動植物の多様性の保全に取り組んでいきます。

目標（5年間の成果）

生物多様性の現状と課題を踏まえ、生物多様性の保全・再生とその持続的利用について総合的、計画的に施策を推進するため、「生物多様性えひめ戦略(仮称)」を策定します。

野生動植物の生息・生育状況は常に変化していることから、最新の知見・情報に基づく評価による愛媛県レッドデータブックの見直しを検討します。

県内において絶滅が危惧されるなど、特に保護する必要がある動植物を特定希少野生動植物として、また、その生息・生育地を保護区として指定します。

各種指導員や地域活動団体等の連携による希少野生動植物保護等に係る指導・情報収集の強化を図ります。

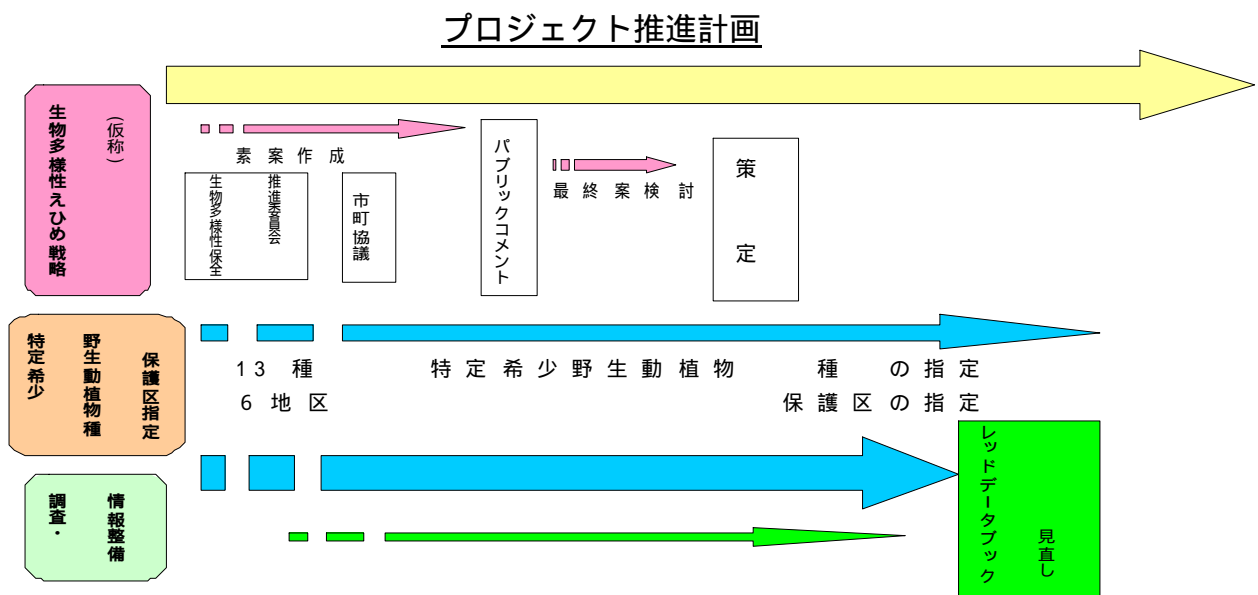
シンポジウムやセミナー、各種研修の実施等により、生物多様性保全などの自然保護意識の向上を図ります。

重点的取組

(1) 重要な生物の生育地等の保全

特定希少野生動植物（特に保護を図る必要があると認められるもの）及び保護区(特定希少野生動植物の保護のために重要と認めるもの)の指定

- 自然公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全
- (2) 自然環境の保全と再生
 - 環境に負荷の少ない農林水産業の推進
 - 自然環境に配慮した公共事業の推進
 - 自然環境の保全と再生のための地域活動の育成
 - (3) 地域資源の活用
 - 地域の自然景観や動植物、歴史等の地域資源を活用した新しい観光の推進
 - 地域資源の適正な利用促進を図るため、自然保護指導員等の人材の育成
 - (4) 人と自然の触れ合いの促進
 - 自然観察会など自然と触れ合う機会の充実
 - 安全で快適な利用を促進するための自然公園施設等の整備
 - 地域の自然景観や動植物等を保全するためのルールの設定
 - (5) 調査・情報整備の充実
 - 県民参加による希少野生動植物調査の推進
 - 生物多様性配慮指針の作成
 - 愛媛県レッドデータブックの見直し
 - 自然環境を保全するための情報等の集積・共有
 - (6) 普及啓発の推進
 - 生物多様性及び自然保護のためのセミナーや研究会の開催
 - ホームページやパンフレット等を活用した意識啓発の推進
 - 自然保護指導員や野生動植物保護推進員等の育成
 - (7) 環境学習の推進
 - 地域における自然環境保全活動を促進するための教室の開催
 - 自然観察会やエコツアーの実施等による環境学習の推進



9 愛媛発・環境技術普及プロジェクト

〔愛媛発の環境関連技術の開発の促進と普及〕

目的・背景

第二の産業革命ともいわれる低炭素社会の実現を図り、環境と産業が両立していくためには、環境負荷を低減する技術、再生可能エネルギーの利活用技術などの革新的な技術開発を促進するとともに、これらの技術を商品化・実用化をして、国内はもとより海外まで広く普及を図っていくことが望まれます。

このため、環境関連の試験研究を促進し、愛媛で芽生えた技術シーズを新事業として育成するための支援などを重点的に実施するとともに、環境に適合した商品やサービスの優先的な選択行動により、県民等の環境保全意識の高揚を図るなど、愛媛発の環境技術の普及の促進に努めます。

なお、これまでの愛媛発の環境関連技術については、「小型焼却炉ダイオキシソ類簡易削減技術」や「環境浄化微生物 えひめA I」「スギ及びヒノキ樹皮を利用した製品素材の開発」などがあります。

目標（5年間の成果）

愛媛発の環境関連技術について、1件以上の実用化を目指します。

重点的取組

(1) 環境保全に関する研究開発の促進

○県の試験研究機関における環境関連技術の試験研究の促進

○事業者の技術開発に対する支援の充実

○産学官連携等による共同研究の促進

低炭素社会の実現に向けた技術開発の促進

・脱化石燃料動力による運搬機器等の開発（愛媛県EV開発センター構想）

（コンバートEVや沿岸漁業用漁船の電動化コンバート技術の開発の促進）

・製造から廃棄までの低炭素化を実現する技術の開発

（低環境負荷の生産・処理プロセス技術や「都市鉱山」からの貴金属やレアメタルを回収する技術の開発）

・「ウォーターサイクル技術」の開発

（淡水化等高度水処理技術開発等の水ビジネスの創出）

(2) 起業化、新事業創出の支援

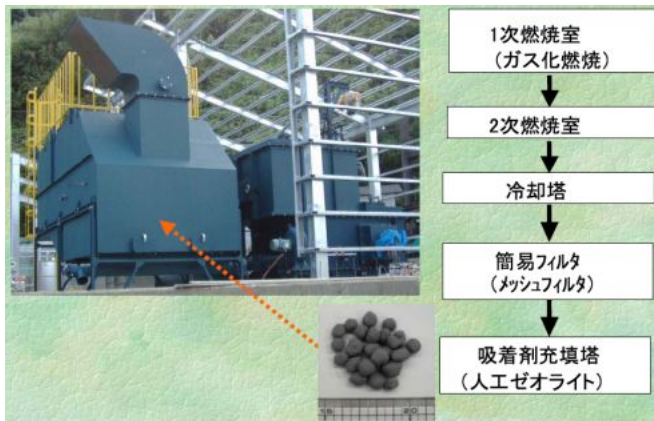
○新規事業化に対する融資などの支援の実施

○経営相談、市場調査などビジネスサポートの実施

○大都市圏や海外への販路開拓支援の実施

(3) 県民等の環境保全意識の高揚

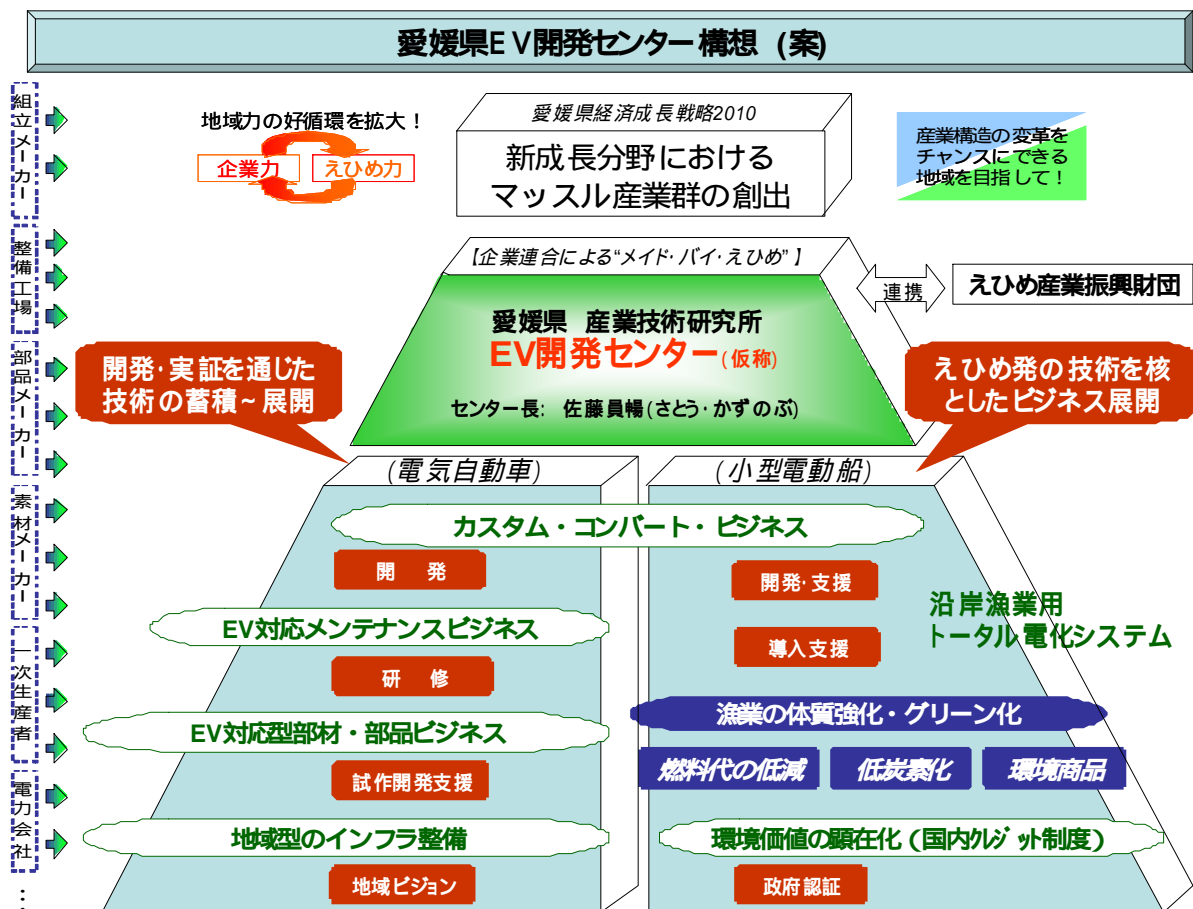
- 環境報告書、環境会計など事業者の積極的な情報開示の促進
- 国の環境データベースの紹介などによる環境情報の利用の促進
- グリーン購入の推進など、環境に適合した商品やサービスを優先的に選択する意識の醸成
- 社会的責任投資（SRI）の意識の醸成



【小型焼却炉ダイオキシン類簡易削減技術】
（えひめ方式）

愛媛大学農学部（脇本教授研究室）に委託して、対策が難しい小型焼却炉について、安価で簡易にダイオキシン類を削減できる技術の試験を行い、ダイオキシン類、廃棄物処理などの専門家で構成する「小型焼却炉ダイオキシン類削減試験結果評価委員会」で評価した結果、「燃焼強化・吸着除去併用型」の小型焼却炉の総合的管理システムを「えひめ方式」として提案。

【資料】愛媛県循環型社会推進課



【資料】愛媛県産業創出課